

第十回 参議院水産委員会會議録第十九号

昭和二十六年三月二十三日(金曜日)午後二時三十八分開会

本日の會議に付した事件

○委員長の報告

○漁船法の一部を改正する法律案(秋山俊一郎君外三名発議)

○水産物増産対策に関する調査の件(漁業権証券の課税に関する件)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

ちよつと御報告いたします。この前の委員會におきまして御決定になりました、船舶職員法に対して修正の意見を運輸委員會に申込みまして、運輸委員會において修正を決定してGHQのほうに出すことに決定しました。それをちよつとここで朗読いたします。

「附則第九項の次に附則第十項として次の一項を加える。

10 海上保安庁長官は、この法律施行の際、現に左に掲げる船舶において船長の職務を行つてゐる者に對しては、その居住する市町村の長(特別区にあつては特別区の長)のその旨の証明があつた場合に限る。昭和二十九年八月三十一日までのその者の申請により、試験を行わないで、小型船舶操縦士の資格についての免許を与えることができる。

一、総トン数二十トン未満の帆船
二、総トン数二十トン未満の漁船
三、平水区域のみを航行する帆船
別表第一を別表第七と、別表第二

を別表第六と、別表第三を別表第一と、別表第四を別表第二と、別表第五を別表第三と、別表第六を別表第四と、別表第七を別表第五とする。」
こういう修正をすることにいたしました。

○委員長(木下辰雄君) 次に日程に掲げて置きました漁船法の一部を改正する法律案を議題に供します。

提案者から提案理由の御説明を求めます。

○秋山俊一郎君 漁船法の一部を改正する法律案につきまして、発議者秋山俊一郎、木下辰雄、青山正一、千田正、この五名の発議になつておりますが、私が便宜上説明を申し上げます。

漁船法は、第七回國會において成立し、昭和二十五年五月十三日法律第七十八号を以て公布、同年八月十二日施行になりましたが、その後の運用の実績に徴しまして所要の改正を施そうとするものであります。先ず第一点は、漁船の建造等の工事完成後に認定を行うことにいたしましたこととあります。現行法によりますと、漁船の建造及び改造の許可には漁業種類、総トン数その他各種の許可の要件が条件となりますが、既往の経験によりますと必ずしもでき上つた漁船がこれらの条件に合致していない場合があります。併し、この許可要件が厳守されることは、合計総トン数の最高限度と性能の基準を確保して漁業の調整及び取締の完全を期しますために是非とも必要なこととありますので、このたび、新たに規定を設けて、この種の違反の絶滅を期そうとするのであります。これによつて、現在各方面から要望されております漁業取締の強化も、輕少の経費を以て十分の効果を挙げられることが期待できるものと信じます。

第二点は、登録票の検閲の制度を設けたこととあります。漁船が登録された後その登録事項に変更を生じたときは変更の登録をしなければなりません。が、その申請を怠り又は故意にしない者が多いために漁船原簿に現われたものと漁船の実態とがとくく遊離しがちでありましたので、これを確實に合致させる必要から新たに都道府県知事に、三年ごとに登録漁船と登録票について検閲を行うこととしたのであります。

第三点は、登録手数料を都道府県の収入とすることにいたしましたこととあります。従来、登録手数料は国の収入とし、実務を取扱う都道府県には、平衡交付金によつて還元してしたのであります。が、地方財政の確保の見地から直接都道府県収入とすることに改め、且つ、検認制度の創設に伴ひまして、その手数料をも徴収できることにいたしましたのであります。

以上三点が改正点の主要なものであります。その他現行法において建造等の許可基準の箇所の中に含めて規定されております合計総トン数の最高限度及び性能の基準の設定について、新たに一条を設けて別個に規定すること

にいたし、建造等の許可基準から造船所及び機関製作所の技術的能力、資金調達能力に関する規定を削除し民間の自由意思に任せることにいたしました。ほか、法文について所要の整理を施したのであります。

以上がこの法律案の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申上げる次第であります。

○委員長(木下辰雄君) 漁船法の一部を改正する法律案の内容について法制局の岡田部長から御説明を願ひます。

○法制局参事(岡田武彦君) 私から一部改正法律案の内容の概略を御説明申し上げます。

先ずお手許に配つてございます法律案につきまして御説明申し上げます。先ず新しい第三条でございます。これは先ほど提案議員からの御説明にありましたように、現行法では現在第四条第一号及び第二号におきまして、この動力漁船の合計総トン数の最高限度又は性能の基準というものは、この建造等の許可の基準となつておつたわけでございます。併しながらこれは非常に重要な基本的な事項でございますので、この新しい第三条によりまして、農林大臣が必要としますときには、この限度、若しくは基準を制定し得る旨を明記いたしました。且つ又これを決定いたしますときにはこれを告示する任務をはつていたしたわけでございます。但しこの但書にございましては、合計総トン数の最高限度は時々

刻々の情勢に合いますように一年の効力を有する、即ち毎年設定しなければならぬようにいたして、現状と食い違わないようにいたしてあるわけでございます。

次に第三条の二、これは法文の整理のほかに新たに第三条の二の第八項といたしまして、新しい条文を附加してございます。これは現在におきましては、建造等の許可を受けました者が計画を変更いたしますときには、更に変更の許可を受けることになつてゐるわけでございます。ところが許可官庁は違つておりまして、農林大臣又は都道府県知事になつております場合に、計画の変更によりましてその許可すべき官庁が違つて参りました場合、そのときはその新しい許可を受くべき官庁の許可を受けなければならぬという許可規定を設けたわけでございます。

次に第四条でございますが、先ほど新しい第三条で申しましたように改正いたしましたので、それに伴ひ現行法第四条の一号、二号の条文の整理をいたしております。次に第三号につきましては、實質的に変更をいたしておりますのでございまして、第三号の末段のほうを御覧になりますと「又は起業の認可を必要としない場合においてその漁業につき許可の見込がないとき。」と、つまり現在都道府県知事の許可におきましては、起業の認可というものがございまして、大部分はすぐ許可をいたすことが多いのでございまして

て、そういう場合にはこの許可の基準におきましても、その都道府県の許可の見込があるか否かというものを許可の基準にいたしておるわけでございます。

それから第七条でございますが、現行は省令の定めるところによりまして、建造若しくは改修の完了報告をいたしておるわけでございますが、今度は新しく条文を変えて、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けた者は省令又は都道府県規則の定めるところによりましてその完了を報告するということにいたしましたわけでございます。

次に第七条の二、これは先ほど御説明にありましたように、新しい制度でございまして、工事完成後におきまして、果して許可の要件に該当するか否かというものをこれによつて認定いたしまして、取締の完壁を期するという規定でございます。

それから第十条でございます。これは登録の基準でございますが、これも条文の整理並びに新設になつておりますが、先ず第十号第一号でございます。これは許可の要件に違反してあるか否か、建造の際の許可の要件に違反してあるか否かということ、この登録の基準に新しく附加しておるのでございます。それから第二号は条文の整理による修正でございます。第三号はこれは新設でございます。その申請にかゝる漁船が第七条の二の規定により認定を要する、工事完成の後に認定を要する動力漁船の場合におきましては認定を要する規定でございます。

第四号も新設された条文でございます。第十六条第三号の規定によつて登録の取消を受けたものであるとき、こ

れは後から申上げますが、登録票の検認制度ができたのでありますが、検認を受けないときは登録の取消ができません。この規定を新しく追加いたしましたのであります。第五号は現行通りであります。

次の第十一条の二、これは先ほど御説明にありました新しい制度でございまして、これはやはり取締の完壁を期するために登録票と船と両方を照らし合せまして検認を受けなければならぬという制度を設けたのでございまして、これは検認の日から更に三年経ちましたら又検認を受けるという制度に相成つてゐるのであります。

次に第十六条も条文の整理程度でございまして、新しくほかの条文との関係上第二号、「第十一条の二の規定に違反して検認を受けないとき」という条項を新しく附加してゐるわけでございます。

次に第十九条でございます。これは先ほど御説明にいたしましたように、現在は国の収入にいたしてゐるわけでございますが、今度は地方財政の確立の見地から都道府県に納める。なお又新しい制度でありますところの第十一条の二の検認の申請をする者に対しまず手数料を新しく附加してゐる次第でございます。

それから第二十号でございますが、これは船舶法の適用との関係でございまして、現在は積載の測定に関する部分を除きまして、船舶法の適用を除外してゐる、即ち積載の測定が船舶法の適用を受けてゐるわけでございまして、更に船名の標示に関する規定もやはり適用を受けさせようというのじやないかというので、そういう条項を

附加したわけでございます。

あと極く簡単にございまして、二十条の二に漁船原簿の副本の提出等に関する規定を規定してゐるのでございます。

以上簡単にございまして、法文の概略につきまして御説明申上げました。

○委員長(木下辰雄君) 提案者以外の委員の御質問をお願いいたします。……御質問がありませんければこの次の委員会まで十分一つ御研究になりまして、この次の委員会でも御質疑、御意見を承ることにいたします。

漁船法の一部改正法律案は本日はこれを以て打ち切ります。

○委員長(木下辰雄君) 次に漁業権証券のその後の交渉経過について水産庁から御発表願ひます。

○説明員(久宗高君) 漁業権証券の課税問題につきましての交渉経過につきましては、たしか前回の委員会におきまして資料をお配りして御説明をしたわけでございますが、その後の経過について更に御報告申し上げます。

本問題が、この前の委員会でお話いたしましたように、課税問題から出発したわけでございますが、この解決の方法が免許料の関係、又漁業権証券の内容と関連いたしますので、交渉は主計局、理財局に及んでゐるわけでございます。そこで只今までの経過では、主税局のほうといたしましては一応まだ結論的なお話は出ておりませんが、大体税関関係の検討は終つて、あと免許料がどういふふうな形で取られるか、又漁業権証券がどういふ内容の証券として交付されるかという問題について、水産庁の決定的な意見が聞け

れば、それと関連して結論が出せるところまで行つております。又一方理財局のほうには漁業権証券の内容につきましては、従来やかましい問題でありました漁業者のかみ合せの問題につきまして、一応それが切離し得るならば漁業権証券の内容は漁民にも非常に有利になり、又国債政策上も成るべくノーマルな形の証券がいいというところで、一応のお話では十年で五分五厘の利附証券で行こうというところのお話になつてゐるわけでございます。

このことも結局主計局のほうではじきます国債整理の金などのくらい送り込んで来られるかによつて来るといふことになりまして、現在のところ問題は主計局に集中した形になつております。結局免許料の見直しと、証券の財源の問題をどう切るかによりまして、主計局のほうの関係、又理財局のほうの関係も大体きまつて来るような形になつております。そこで現在主計局とこの問題について議論を進めておるわけでございますが、お配りしました資料にも書いてございますように、免許料を取ります場合に、この中に免許料の本来の性格とは若干変つて参りましたこの枠つきの問題がございまして、その枠をどういふふうな考えで行くか、その中に利子部分が入つてゐるわけでございますが、この点が最終的に漁民の負担で賄われるべきかどうかという根本的な議論がございまして、もう一つは証券が年賦償還ではなくて、例えば十年の五分五厘の利子附証券といったような形になりました場合に、一方免許料のほうは年々漁業収益の中から払われて参りますので、仮に計算上利子を含ませませんでも國の

内部において積んで置いて、それで利子を積むようなことができるのではないかと、こういうような点についての技術的に検討を進めておるわけでございます。で只今までのところでは、まだ水産庁といたしましては年々の免許料の入つて参りました場合に、これが國の会計の内部において少くとも五分五厘くらいの運用は会計法上もできるのではないかと、この点を働いておるわけでございますが、主計局のほうとしては、一般会計と特別会計との関連から見て、そういうような運用はできないと思つて、そこでその点更にもう少し検討したいといふところまで行つておるわけでございます。この結論につきましては、まだ本日におきましてはどうだといふところまで行つておらないわけでございます。

○委員長(木下辰雄君) 本問題に関する御質問ございませんか……私から質問しますが、見直しはどうですか。いつ頃きまる予定ですか。

○説明員(久宗高君) 実は本日も午前中主計局に参りましてその免許料の一般会計に入つて来た場合、それを国債整理基金のほうに廻して行く場合に、どういふような計算になるかということについて相当詳細に両者で検討してみただけでございますが、まだそこにはつきりと水産庁の意見と主計局の意見との合致が得られてないわけでござい

ます。これは根本的に利子部分を負わせるべきかどうかという問題が一つあります。と、又特別会計と一般会計の経理の関係で、その間に私どもとしてはまあ積んで置いたらいふではないかという意見を出してゐるわけでござい

ますが、例えば技術的にはそ

うはならないというような意見がございまして、まだきつちり明確に割切れてないわけでございます。併しこの問題につきましては、本日も更に後刻大蔵省に伺つて更に検討してみたいと考えますし、少くとも今週中にこの見通しについてはつきりきめなければいけないと考えております。

○青山正一君 今御説明のですね、この二つに書いてあります「一」とか或いは「二」の……、一の漁業会の所有する漁業権の場合とか、或いは二の個人所有の漁業権の場合、この二つの問題に絡んで、大抵額とすればどのくらいですか、その点一つ御説明願いたいと思ひます。

○説明員(久宗高君) 税金の額そのものにつきましては、これは先ほどお話ししましたように、主税局の方の決定的な意見ではないわけでございますが、若し仮に考え方といたしまして再評価をあれでやつたような考え方で行きますと、九億一千八百万円になるわけでございます。で水産庁の方で今の漁業権の内容によりましてやり方を變えた案によりまして五億九千六百万円、その程度になるわけでございます。

○青山正一君 この免許許可料にですね、証券の利息を含めてあるわけですね。

○説明員(久宗高君) 今までのお話では、法文もそうなつておるわけでございますが、補償金がきまりますと、それを一応元利均等償還の方式でやるように考へておりましたので、免許料のほうも補償金の額を或る年数で、又或る利率で元利均等に償還した場合の年額を勘定して行くという形になつて

いるわけでございます。そこで若し証券のほうを元利均等償還方式をとらないということになり、更に年々の財源を必ずしも見合はさなくてもいいということになれば、免許料のほうの内容も變つて来るわけでございます。

○委員長(木下辰雄君) よろしくございませう。では委員外議員の発言を許すことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 異議なしと認めます。小林君。

○委員外議員(小林政夫君) 先般の大蔵委員会でも木下委員長も御出席になつて、大蔵大臣に対しても課税をせんよという要請をされたわけでありまして、その後引續いて私から主税局長にどういふふうになつておるのかという事で、次いでこちらの意見は勿論課税しないで欲しいという事ははつきり表明した上で、大蔵当局の事務当局の意見を聞いたが、そのときに私はこの前のこの水産委員会において久宗氏或いは山本次長においても、大蔵当局は課税をしないという建前で考へてくれておるので、もう少し政治的に取り上げるのは待つてもらいたいということだつたので、大蔵委員会でも全然発言をせずに来たわけでありまして。ところがたゞ「所得税法の一部を改正する法律案であるとか、或いは再評価の法案等の審議がいよいよ」もう押し迫つて参りましたので、一応どうなつたのかというのを委員長に聞いたところ、まだ何にも様子がないのだというふうなことで、ちよつとこれが……、主税局長の今日までのまゝ研究中であると、まだ結論に達しておらないという事でありますが、その言われた

ことは大体まあここに書いてあるような、財産税を納めたときと、それからその補償額との差額について、十分の九に對しては六%の再評価税をかけるやならんのか、それからそれからは個人の都合、会社の場合はいずれにしても会社においてその漁業権というものを如何に評価しておるか、評価額以上出た補償額というものは利益に間違ひない。で課税の対象になる利益が挙がつておれば、その会社が、併しまあそれについても一遍に補償額を支払うわけなので、支払つた額だけそれが収入になるというふうなことで考へてみたいというふうな話もあつたわけでありまして。完全に課税をしないということとは研究中ではあるが、むづかしいという話だつた。でそういうこととでこの水産庁当局は或る程度、五億六億近いもの、或いは九億というふうな税金がこの漁業、水産業界方面へかかつていいというお考えなんですか。

○説明員(久宗高君) 漁業権の補償金に課税になるといふ形での議論が進められておるわけでございますが、この説明にもお書きしましたように、問題を分けて考えますと、それは補償すべき本来の損失そのものに見合つたものが経理上載つていないということから来る問題でございまして、むしろ補償以前の問題なんでありまして。そこで今の再評価といつたような問題も出て参りますので、この点についてはやはり補償いたします以上、そこに或るバランスをとらなさいけないというふうな考へます。

○委員外議員(小林政夫君) ちよつと今の補償をする以上バランスをとるといふことですが、ということは各個人

個人とか、まあ業態々々によつて或いは評価しておるものもあるし、評価しておらないものもある。前の財産税関係で或る程度税金を払つたものもあるし、ないものもある。そのこのバランスをとるという意味ですか。

○説明員(久宗高君) 先ずあの漁業権の補償の金額が法律的に一応法定されているという問題と、もう一つはこの補償をいたします場合に、例えば法人税法で申しますとあらゆる財産が正當に評価されたものとしてそれを前提としての経理になつております。そこは仮に補償金が行きました場合は、自動的にその損失を受けたものとその補償上出て来るというふうな形で経理しますのでございまして、ただ漁業権につきましてもとて帳簿に載つていないというものが非常に多いわけでございます。又載つておりまして評価というよりはたゞ「そのときに払つた手数料といつたようなものは、仮に十円というふうな形で載つておる。こういう問題を法律上どう取扱うか」という問題が一つあるわけでございます。それからもう一つの問題として、国の全般的な問題といたしまして再評価という問題をやつておるわけでございますが、その際漁業権についてはそれをどう取扱うかという問題について具体的な再評価をしていないものが大部分である。それで漁業制度の改革がなくても再評価の問題といふことは切離して考へるべきであつたと思ひますので、たまたまそれが今同時に来ておりますから、再評価の問題とは切離しました。が、一番その再評価の実態に即してその問題を処理した場合に補償金と、そ

れからそれによつて失つたものというものの見合はして行くということが最も妥當な考え方ではないかと、現行法そのまゝ適用した場合には相當な金額になるわけですが、そういうこと自体が非常におかしいということと、それから国の施策としては補償といふこととも国の措置であり、それから再評価の問題の場合法律をきめたものも国の措置でございますから、これを兩者合體して行くことが最も実態に即した方法ではないかと、こう考へられるわけでございます。そしてその場合に結果においては補償金から税が取られたやうな形になりまして、内容といたしましては実質的に再評価をして、その場合当然払わなければならない税を払つて、そして失つたものと得たものとがパーになつておるといふ關係を作ることが他の面の処理のために最も合理的であるといふふうな考へで、そういうふうな意味のことを申上げたのであります。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと私から御質問いたしますが、仮に法律で漁業権証券に對しては課税せずという条項があつたとしても、再評価に對する意味ですか。

○説明員(久宗高君) 補償金に對して課税せずという場合に、これは実は再評価税の問題と、法人税の問題に分れるわけでございます。で法人税の問題として考へました場合には課税せずといふことは一体経理上どういふことになりましかと考へますと、恐らく例えばそれは益金に算入しないとか、そういう表現になると思ひますのであります。そこで只今申しましたように、この漁業権の補償金自体に税がかかつて来る

という問題ではなくして、飽くまでその失つたものと得たものとの間が同じになつていない、現在の経理上同じになつていないという問題でありますから、それを合せませんとその問題は恐らく解決できないだらうと思ひます。

○委員外議員(小林政夫君) まあ久宗さんの考え方はわかりますが、こういう再評価税をかける、或いは法人税の或る程度対象にするというようないふ或る程度の税金をかけなければ水産業界の間における公平を失する点がありますか、あなたのお考えでは……。

○説明員(久宗高君) この補償を受けるかたたちの内部関係で不公平が起るとは考えません。たまた国の施策としてはやはり不公平な問題は起ると思ひます。ただその場合に……。

○委員外議員(小林政夫君) 国の施策というのは水産業者の、まあ甲、乙、丙の水産業者にとつて不公平だといふのですか、国民全体に考えてですか。

○説明員(久宗高君) 全体に考えております。

○委員外議員(小林政夫君) 水産業界の間において厚く、国民全体に薄くといふことにならないのならば、今の水産業界はさなきだに政府の財政資金を注ぎ込まなければやつて行けない状態であるわけですか。いわんやこういう問題について税金を取るといふことは如何なる名義があろうとも賛成しかねるわけですか。むしろ税金を取らないで一般の税金から水産業界に金を引張つて来なければ立直らないという状態にある窮迫した水産業者である。いろいろ事務的には勿論そういつた、いろいろあるでしょう。併しこれは法的措置によつて資産再評価税においても特例を設

けることもできますし、或いは法人税法の中に特例を設けることもできるわけでありませう。そこで私は今いろいろ大蔵委員会でも所得税法、法人税法の改正は通つてしまひましたが、資産再評価税も今日通りました。そういう関連の問題を審議しておる間であるから、早くそのそういう結果を我々に知らせてもらへるならば、改めて改正案を出すということは骨が折れる、ついでに出すことは何でもない、非常にやり易い、だから一日も早く事務的な折衝をしておるといふことであつたが、その折衝の模様によつてうまく行かないならば様子を見てやれといふことを申上げておつたが、今日に至つてそういうことを聞くのは意外千万であつて、全水産業界の現在の危機を考えればこれは国家全体的に考えまして多少公平を失する措置があつても、全水産業界はむしろ財政資金を大幅に注ぎ込まなければならぬ状態にあるので、特に特例を設けてそういう意味における、如何なる場合における税金もこの漁業権証券に対する課税を免除するといふ措置を講じなければならぬものと思ひます。

○委員外議員(木下辰雄君) 何か意見がありますか。

○説明員(久宗高君) 只今の御意見でございますが、勿論水産業界に、いわゆる国の財政投資が非常に少いという問題につきましてはおつしやる通りだと思つておりますが、又この補償金の問題につきましては税金問題が起りますからたゞ／＼申上げておりますように、これを税金問題としてだけでは解決ができませんし、又いづれにいたしましても非常な特例的な措置をとら

なければ現在の税法としての、この制度改革との実態との結び付きができませんが、従つてこれと免許料なり証券の内容なりに関連いたしまして、現在大蔵省のほうとお話を進めておるわけでございます。又その場合に、この税の処置につきましてこれを法人税の改正で行くのか、或いは法人税、所謂税の改正で行くのか、或いは再評価税の改正で参りますのか、或いは別途の措置で行くのか、この点もこれは組合せてみないとわからないわけでございます。そこで水産庁の立場といたしましては、お話のありましたような財政的な負担を漁民にかけたくな

い、又これを軽減すべきであるといふ考え方の下にこの問題は処理しておりますが、これは又別にそういう問題とはそれ／＼金融なり財政なりの問題として追究して行くべきだと考えて進めております。

○秋山俊一郎君 私只今小林議員からの御意見に賛成であります、私も再評価の法律的内容をよく存じませんけれども、今回補償された漁業権に対して補償された額が果してその漁業権の本来の価値であつたかどうか、恐らくこの評価については、評価と申しますが、補償額については各県から非常に不満を申出て、きめられた額は半分にも満たないといつたような意見が多量に出ております。これは最初この調査をしますときの理由その他が不分明であつたために果ては業者の資料提供の上において遺憾な点があつたかも知れませんが、実体から申しまして、この補償額といふものが本当にその漁業権の実体即ちおつたかどうかといふことについては多分の疑念がある。

疑念というよりもむしろ過少に過ぎておつたという感じを深くするものであります。

そこでこの漁業権が他に移つて行く、まあ売買の場合も考えられまして、うが、今回のごとく喪失する、その代償として補償金を得られるといふことが起つたために再評価の課税という問題が起つております。或いはそういうことが一切なしに、漁業権の移譲というやうなことがない場合にでもこの再評価に対する問題が起つて来るかどうか、勿論現在補償を受けた限りにおいては、その漁業権はいわゆる所有主から一旦手を離れてしまつて、そして今日では今後の所有者には漁業権はないのであります。今後与えられる場合は別として持ち続けておるものではない。従つて例えば土地、家屋のごとく売つた場合はそれに再評価をして、そして課税するといふ建前にこの漁業権も相当するものであるかどうか、この点を伺ひたいのですが……。

○説明員(久宗高君) 補償をするから再評価の問題が起つたのではないのであります。再評価そのものは、これは基準がきまつておりますし、それをすれば自由でございます。ただ若し再評価をしておらない場合の状況を考えますと、仮にこの漁業権の制度改革がない場合を考えまして、私が仮に十萬円の漁業権、これは財産税当時仮に十萬円と評価されたものを持つておるといたしまして、それを売ります場合に仮に二百萬円に売れたといたします。そういうやうな場合に若し再評価をしておりませんと、これは二百萬円と十萬円の差額は当然譲渡所得として課税されるわけでありませう。そういう

ことがインフレの結果仮に二百萬円になるやうな値段になつたわけでございますから、そういうことの不合理を抑えるために漁業権については財産税の評価のときの十倍までの再評価が許されております。ですから私が仮にその通りいたしましたとして百萬円に再評価して置く、そういういたしますと、その百萬円に評価いたします場合に九十萬円に對する百分の六の税を払つただけで漁業権を百萬円にすることができわけでありませう。それがその後現在売ります場合に二百萬円に売れたといふ場合に、その百萬円と二百萬円の差額はこれはやはり譲渡所得として税金が取られるわけでありませう。これを今の補償の場合に引当つて見ますと、仮に財産税のとき十萬円であつた、ところがそれをずつと再評価しておらないところに漁業権の補償が国の計算によつて仮に百萬円になつて来た、そうするとこのままで行きますとそこに九十萬円といふものは譲渡所得として課税されるわけでありませう。それを再評価を逆算的にいたしますと、百萬円までは再評価ができるわけでありませうから漁業権は百萬円に評価して置きますと、その再評価税だけは払つて置く、それと国から来た補償金がイコールでありませうからその間何ら譲渡所得が生じない。従つて漁業権そのものには税はかかりません。失つたものと得たものは

パーであるといふ関係になるのであります。そういうやうな関係に置くのが最も妥当と考えられますので、これを如何に法的な、且つ實際的な措置によつてやるかは別として、實際にそうなるやうにして頂けば一番制度改革も実体と税制との調整もつくんじゃない

ことがインフレの結果仮に二百萬円になるやうな値段になつたわけでございますから、そういうことの不合理を抑えるために漁業権については財産税の評価のときの十倍までの再評価が許されております。ですから私が仮にその通りいたしましたとして百萬円に再評価して置く、そういういたしますと、その百萬円に評価いたします場合に九十萬円に對する百分の六の税を払つただけで漁業権を百萬円にすることができわけでありませう。それがその後現在売ります場合に二百萬円に売れたといふ場合に、その百萬円と二百萬円の差額はこれはやはり譲渡所得として税金が取られるわけでありませう。これを今の補償の場合に引当つて見ますと、仮に財産税のとき十萬円であつた、ところがそれをずつと再評価しておらないところに漁業権の補償が国の計算によつて仮に百萬円になつて来た、そうするとこのままで行きますとそこに九十萬円といふものは譲渡所得として課税されるわけでありませう。それを再評価を逆算的にいたしますと、百萬円までは再評価ができるわけでありませうから漁業権は百萬円に評価して置きますと、その再評価税だけは払つて置く、それと国から来た補償金がイコールでありませうからその間何ら譲渡所得が生じない。従つて漁業権そのものには税はかかりません。失つたものと得たものは

○秋山俊一郎君　結局若し制度改革といふものが起らなければ恐らく漁業権の再評価なんといふことは考えないで行つたんじゃないかと思ひます。その必要も殆んど感じないんじゃないかと思ふのですが、まあ売買するときにそういう問題が起りましようが協同組合等が持つておる場合にその漁業権を売るといふことは恐らくないはずです。

いとしておるならば、取られないような理窟をくつつけるべきじゃないか、取ろうとしておるから、何とか少し取らせるようにという考え方よりも、こればかりのものを五億や六億のものを漁村から取上げなくても、もとゝその協同組合ならば或いは又漁業権を受けるものもあるかも知れないが、そうでもないものであるとすると、これはなくなつてしまふということを考えます

又現在の制度ではそれを売るといふことについては余りその役所のほうでも賛成せられないのであつて、そういう漁業権であるとするならば再評価という問題は起つて来なかつたらう。従つてこの国がこれを制度改革の上に取上げるという問題が起つたならばこそこの再評価というものもくつついて来た。而もその補償額が先ほど私の申し上げましたように、本当の実体のこれを見失うときになつて考えて見れば、こんなものではとてもやり切れない。一漁

誠に不当なものであると考えます。従つて大蔵省において所得税その他の税法が只今伺ひますと、もうすでに通過してしまつたということであれば、これにこの問題だけをあとから差入れるということができないことかも知れませんが、併し今後において何らかの措置を講じまして、この漁業権証券に伴うところの課税は、たとえ再評価であつても、しないで済むような御対策を願ひたい、御努力願ひたい。

場については一年に数千万円の利益を挙げておる。その僅かの金で取られてしまつては永久にその利益は失われる。それにすればこの漁業権の代償といふものは余りにも安いということから考えますというところ、これに対して課税するということは、余りにも酷じやないかと私は思う。従つてこれを取扱つた水産庁といたしましては、できるだけこれに課税しないことにして御努力を頂くべきじやないかと思う。如何なる名義にかかわらず元は漁業権の補償に起因しておるものであると、かうに私は考えますので、大蔵省としては何か名目をつけて取らうとしておるか、或いは名目をつけて取るまいとしておるか、その点をよく考えて取るま

○委員外議員(小林政夫君) 大体この前長官が見えておらなかったのです。が、次長山本さんが見えていたときの水産委員会における話というか、水産庁当局とのいわば約束と大分違うのですね。とにかくあのときはもう全部課税をしても構わない、課税をしてはいけな。これが、或る程度課税は止むを得ないので、その額をできるだけ少くするという事ではないので、絶対に課税をしてはいけないのだと、課税をさしてはいけないのだという建前で進んでもらいたい。ところが久宗氏は、大蔵当局も大体その課税をせんとという意向で、こちらの立場になつて考えてくれているのだから、まあもうちよつと任してくれ、こういうことだつ

たのでお任せして、万が一その事務折衝がうまく行かんようであつたら、早く連絡をする、こういうことであつた

のであります。だから原局である水産庁のかたが、何ほかにしても、税がかかるということは止むを得ないというような、肚になつてもらつては困るのであつて、絶対に課税をしないということである。事務的に煎じ詰めて見たが、どうしてもこの点だけは、こう

いう問題は残る、こういう問題を早く我々に知らせてもらつて、それを特別立法として解決して行くということをとりななければならぬと思うのであります。再評価なんということがあります。再評価は任意な問題であつて、してもなくてもいい問題であります。再評価をやつて経営が成り立つような漁業ならば何も苦勞しない。漁業の再評価なんかしたらないで、恐らく今の漁業は成り立たないわけであります。こういうことは先ほど秋山委員

が言われたように、漁業権証券に対する課税の問題を考えなければならん、そういう意味においてろく／＼事務的に、或いは法的に研究された上で、どうしてもこの問題だけは、こういう特例を設けなければ解決しないのだというぎり／＼のところを研究してもらつて、残る問題は早く知らしてもらつて、特別立法ででも解決する、こういうふうに取り運んで頂きたいと思うのであります。

○青山正一君　つまりこの久宗さんのおつしやつたことは、例えば十萬円で買った漁業権が、再評価されて、百二十萬円になった、そういう場合において、十萬円の十倍の価格の、百萬円のものとは六％でやるのだ、で百萬円を超

える、つまりあとの二十万円に対しては税法通り三十六万円かけるのだ、こういうわけなんですネ。

○説明員(久松高君)　そういうことではなくて、実体から見ても、補償金一つばいに再評価がされておつたものと見て処理したら一番よいのではないかと、いうことでございます。それと前の御質問とも関連いたしますが、前と約束が違うんじゃないかというお話もあり、

又税金がかかるのであつたら、それについてすぐ連絡するようにという問題ではございますが、これは途中でのほうから経過報告をいたしました場合に、お聞きになっておられないかたもあるかと思いますが、考え方といったものは、この補償に関する税だけの問題で解決すべきかどうかという問題もございます。トータルとして不当な課税が行われず、漁業にとつて最も合理的であり、又国民経済上から見ても不公平でないというような措置をきめ

て行くのがいいいのではないかと考えまして、これを免許料なり証券の内容なりと関連して話をお進めしているわけでありました。それについての問題がやや、見積つておりますので、後刻これは非常に細かい問題でありますので、懇談会の形をとつて頂きますすれば詳細に申上げたいと思います。

○委員長(木下辰雄君) この漁業権証券という問題は、漁業権の民主化、漁業の改革というような意味において、止むを得んと思ひますけれども、いは法律によつて政府は強制的にこれを買収した、それに対して補償金を払う、その補償金は免許料を取上げるといふような問題でありますが、これに対して如何なる意味においても課税を

するということとは、これは不当である
し、最初から我々も課税しないものとして
承知しておつたのです。それで我々とし
ては、飽くまでも、如何なる方法を以て
も課税しないということをや、強く主張し
たいと思つています。先に秋山君及び小
林君の御意見もありました、が、委員会
としての、これに対する態度を決定した
いと思つていますが、如何でしょうか。

○委員長(木下辰雄君) それでは今午の態度に關する試案を作らせまして、あとで御報告いたしますから、暫らくの間懇談会に入ります。

午後三時三十六分懇談会に移る

午後四時二十六分懇談会を終る

○委員長(木下辰雄君) 懇談会はこの程度にいたしました散会いたします。

午後四時二十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下辰雄君

理事	青山 正一君
委員	秋山俊一郎君 入交 太藏君 松浦 清一君
委員外議員	小林 政夫君
政府委員	家坂 孝平君
水産庁長官	
事務局側	岡 尊信君
常任委員	林 達磨君
會專門員	
常任委員	
會專門員	
法制局側	
參事(第三部長)	岡田 武彦君
說明員	
水産庁連絡 官室室長	久宗 高君

昭和二十六年四月三日印刷

昭和二十六年四月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所